

ソーセージの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された豚肉及び牛肉を用い、県内の加工施設で製造された「ソーセージ」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「ソーセージ」とは、「ソーセージの日本農林規格」(昭和52年4月25日農林省告示第411号 以下、「日本農林規格」という。)第2条の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 ソーセージの品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「日本農林規格」の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	製品中の結着材料	1 ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージにあつては「日本農林規格」第3条の上級に適合すること。 2 リオナソーセージ、セミドライソーセージ、ドライソーセージにあつては「日本農林規格」第3条の上級に適合すること。 3 レバーソーセージ、加圧加熱ソーセージ及び無塩漬ソーセージにあつては「日本農林規格」第3条の標準に適合すること。 ただし、粗ゼラチンは除く。
	原 料 肉	次に掲げる以外のものを使用していないこと。 1 栃木県で生産された豚肉及び牛肉 2 栃木県で生産された豚及び牛の脂肪層 3 レバーソーセージにあつては栃木県で生産された豚及び牛の肝臓
	食品添加物以外の原材料	1 ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージにあつては「日本農林規格」第3条に示す特級に適合すること。 2 リオナソーセージ、セミドライソーセージ、ドライソーセージにあつては「日本農林規格」第3条の上級に適合すること。 3 レバーソーセージ、加圧加熱ソーセージ及び無塩漬ソーセージにあつては「日本農林規格」第3条の標準に適合すること。
	食品添加物	「日本農林規格」第3条に適合すること。

(関係法令の遵守)

第4 ソーセージの製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成14年 3月 6日から適用する。

この基準は、平成15年 6月 2日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。